



市内公立6中学校合同バンド マーチング演奏会開催

- 草花小学校：竹西宗晴(奥多摩町立古里小学校主幹教諭)
- 東中学校：大澤秀吉(青梅市立第三中学校副校長)
- 屋城小学校：小原太一(八王子市立上巻分方小学校副校長)
- 五市小学校：遠藤裕孝(南秋留小学校長)
- 日市小学校：中島靖二(五日市小学校長)
- 南秋留小学校：中島靖二(五日市小学校長)
- 多西小学校：田中雄二(福生市立福生第三中学校副校長)
- 東秋留小学校：高橋志夫(多西小学校長)

▽副校長(一)内は旧職

▽校長(一)内は旧職

▽校長(一)内は旧職

▽校長(一)内は旧職

▽校長(一)内は旧職

▽校長(一)内は旧職

▽校長(一)内は旧職

▽校長(一)内は旧職

▽校長(一)内は旧職

▽校長(一)内は旧職

▽校長(一)内は旧職

▽校長(一)内は旧職

▽校長(一)内は旧職

▽校長(一)内は旧職

▽校長(一)内は旧職

▽校長(一)内は旧職

▽校長(一)内は旧職

▽校長(一)内は旧職

▽校長(一)内は旧職

▽校長(一)内は旧職

▽校長(一)内は旧職

▽校長(一)内は旧職

▽校長(一)内は旧職



田中雄二校長

小・中学校 新校長・副校長

教育費の一部を援助します。就学援助



小・中学校に通う子どもがいる家庭で、経済的な理由により教育費の支払いが困難な場合は、保護者に学用品費、修学旅行費、学校給食費など教育費の

就学相談説明会

市内の特別支援学級(固定、通級、特別支援教室)、都立特別支援学校の概要と就学相談などの進め方・手続等について説明します。

※説明会終了後には個別の相談を行います。

▽日時 5月14日(月) 午前10時～正午(9時30分～10時受付)

▽場所 市役所5階503会議室

▽対象 平成31年度に小・中学校に入学予定で就学相談や転学相談を希望する児童・生徒の保護者

▽問合せ 指導室指導係

▽日時 5月6日(日) 午前11時(10時30分開場)

※演奏は約40分

▽場所 秋川体育館大体育室

※鑑賞場所は2階ギャラリ

▽演目 オリジナルマーチ、ファンファーレ、ブレイジングマーチ、ランド オブ メイク、ピリ

▽持ち物 室内履き

▽その他 駐車場には、限りがあります。

▽問合せ 教育総務課教育総務係

▽問合せ 教育総務課教育総務係

▽問合せ 教育総務課教育総務係

一部を援助します。 ※詳しくは、各学校を通じて配付している「就学援助に関するお知らせ」をご覧ください。届かない方は、お問い合わせください。 ※新小学校1年生には、入学式後に各学校を通じてお知らせしています。

▽申込み・問合せ 教育総務課学務係

第7期介護保険事業計画

期間(平成30年度から32年度まで)の保険料と主な制度改正点



▽介護保険料の改定(表参照)

65歳以上の方の第1号被保険者の介護保険料は、高齢者人口や要介護認定者数、介護サービス利用見込み量などの推計により算定されています。

7期の介護保険料算定に当たっては、保険給付などに必要な財源を確保しながら、低所得者の負担の軽減を図り、所得段階を15段階として、負担能力に応じたきめ細やかな段階数と保険料率を設定しました。

65歳以上の方の平成30年度の介護保険料額や納め方は、7月上旬に決定し、個別にお知らせします。

▽介護保険制度の主な改正点

●4月から

*共生型サービスの創設：共生型サービスは、1つの事業所

で、介護保険と障害福祉のサービスを一時的に提供する仕組みです。障害福祉サービス事業所の指定を受けていれば、介護保険サービス事業所の指定も受けやすくなります(逆の場合も同じ)。

表 第7期の所得段階別の保険料

所得段階	対象者	保険料		
		割合	月額	
第1段階	生活保護受給者及び世帯全員が住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者。世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円以下の方	0.404	2,100円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	0.558	2,900円	
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が120万円を超える方	0.673	3,500円	
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円以下の方	0.808	4,200円	
第5段階(基準)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円を超える方	1.000	5,200円	
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満の方	1.135	5,900円
第7段階		120万円以上125万円未満の方	1.212	6,300円
第8段階		125万円以上190万円未満の方	1.385	7,200円
第9段階		190万円以上200万円未満の方	1.481	7,700円
第10段階		200万円以上290万円未満の方	1.673	8,700円
第11段階		290万円以上300万円未満の方	1.769	9,200円
第12段階		300万円以上400万円未満の方	1.846	9,600円
第13段階		400万円以上700万円未満の方	1.942	10,100円
第14段階		700万円以上1,000万円未満の方	2.077	10,800円
第15段階		1,000万円以上の方	2.212	11,500円

で、介護保険と障害福祉のサービスを一時的に提供する仕組みです。障害福祉サービス事業所の指定を受けていれば、介護保険サービス事業所の指定も受けやすくなります(逆の場合も同じ)。

●8月から

*介護保険サービスの自己負担割合の見直し：65歳以上で介護保険サービスの自己負担割合が2割である方の中で特に所得の高い(次の2点に該当する)方は、3割負担となります。

*介護医療院の新設：新たな介護保険施設として、介護医療院が新設されます。

*低所得の障がい者の方のための負担軽減：一定の要件を満たした方が障害福祉サービスに相当するサービスを介護保険で利用する場合、償還払いにより、利用負担が軽減されます。

*医療保険と介護保険の支払いが高額になったときの負担軽減の見直し：70歳以上で「現役並み所得者(課税所得145万円以上)」の方は、医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額)が新たに3つの区分に分かれます。その他の区分の方に変更はありません。

●10月から

*福祉用具貸与価格を適正にするための制度変更：商品ごとに貸与価格の全国平均を公表します。その平均価格をもとに貸与価格の上限額を設定します。

▽問合せ

●高齢者支援課介護保険係

●低所得の障がい者ための負担軽減：障がい者支援課障がい者支援係